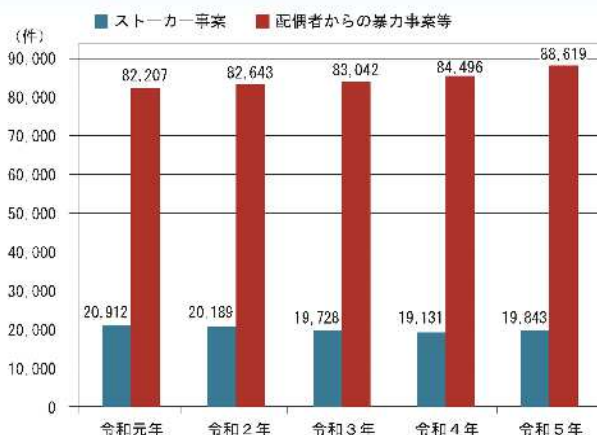


⑤ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対応

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものです。

このため、警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進しています。さら

● ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等相談等件数の推移



に、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、「被害者の意思決定支援手続」等を導入しています。

● ストーカー事案への対応状況の推移

区分	年次	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙状況	刑法犯・他の特別法犯	1,491	1,518	1,518	1,650	1,708
	ストーカー規制法違反	864	985	937	1,028	1,081
	ストーカー行為罪	748	868	812	897	961
	禁止命令等違反	116	117	125	131	120
ストーカー規制法に基づく対応	警告	2,052	2,146	2,055	1,868	1,534
	禁止命令等	1,375	1,543	1,671	1,744	1,963
	警察本部長等の援助申出受理件数	8,069	8,151	8,173	7,894	8,105
その他の対応	加害者への指導警告	11,643	11,347	11,565	11,798	12,184
	被害者への防犯指導	20,320	19,550	19,102	18,300	19,399

● 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（注）

区分	年次	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙状況	刑法犯・他の特別法犯	9,090	8,702	8,634	8,535	8,636
	保護命令違反	71	76	69	46	49
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの書面提出要求	1,959	1,745	1,588	1,315	1,226
	裁判所からの保護命令通知	1,663	1,460	1,334	1,082	1,077
	警察本部長等の援助申出受理件数	25,539	23,112	21,525	21,991	20,172
その他の対応	加害者への指導警告	55,519	57,147	59,241	60,539	66,090
	防犯指導・防犯機器貸出し	74,306	74,908	74,517	74,040	77,548

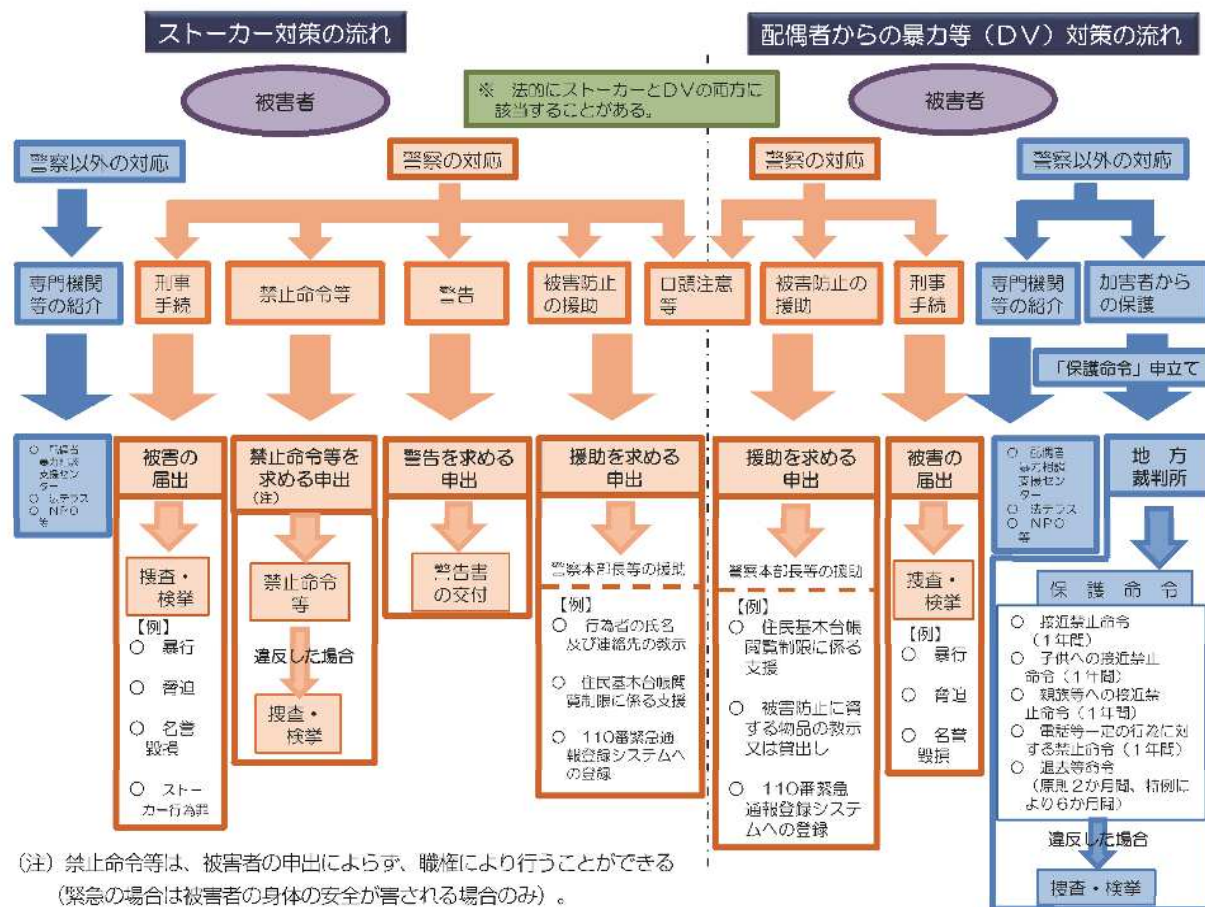
（注）平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのもの

です。警察では、この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共通認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っています。

● ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等

警察では、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえて、警察官が地域精神科医等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進しています。

さらに、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、電話連絡や面談による近況等の把握を通じ、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被

害者に講ずべき保護措置の見直しを行うなど、被害者の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進しています。

関係機関・団体との連携

被害者等の安全確保を図るためには、加害者に対しては検挙措置等を執るとともに、被害者等に対しては安全な場所へ速やかに避難させるなどの保護措置の徹底が不可欠です。このため、警察では、被害者等の一時保護等を行う婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携を図っています。